

広島市危機管理計画 (参考編)

平成31年(2019年)4月改正
(平成18年(2006年)11月策定)

広島市

広島市危機管理計画 (参考編) 目次

第1 関係要綱等.....	1
1 広島市危機管理推進会議設置要綱.....	1
2 広島市ライフライン連絡調整会議設置要綱.....	4
3 広島市〇〇対策本部設置要綱（準則）.....	5
4 危機管理情報の記載例.....	8
5 広報課パブリシティマニュアル（抜粋）.....	9
第2 用語解説.....	12
1 危機管理.....	12
2 感染症.....	13
3 新興感染症.....	14
4 SARS（サーズ）.....	14
5 エボラ出血熱.....	14
6 MERS（中東呼吸器症候群）.....	14
7 高病原性鳥インフルエンザ.....	16
8 口蹄疫.....	16
9 テロ.....	16
10 化学剤・生物剤.....	18
11 不発弾.....	18
12 サイバーテロ.....	19
13 人工衛星落下予測事態.....	19
14 群集流動事故.....	20
15 近年の国内の主な危機の発生状況.....	22
第3 情報通信設備の説明.....	24
1 広島市消防画像伝送システム.....	24
2 広島市防災行政無線システム.....	24
3 広島市防災情報メール配信システム.....	24
4 広島市ヘリコプターテレビ電送システム.....	24
5 広島県総合行政通信ネットワーク.....	25
第4 基本方針及び危機管理計画策定に係る市民意見の募集等.....	26

第1 関係要綱等

1 広島市危機管理推進会議設置要綱

(設置)

第1条 危機の発生に備えるとともに危機に関する庁内の連携と情報の共有化の推進を図るため、広島市危機管理推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 危機 市民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがある災害、武力攻撃事態等及び事件・事故等の緊急事態をいう。
- (2) 危機管理 危機の発生を未然に防止することなどの平常時の対策から危機発生時の対応及び事後対策までを含めた取組をいう。

(所掌事務)

第3条 推進会議は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 全庁的な危機管理の推進に係る調整に関すること。
- (2) 情報収集、分析及び情報共有に関すること。
- (3) 全庁的な対応が必要な危機発生時における対応方針の検討及び局・区等間の連絡調整に関すること。
- (4) その他危機管理の推進のために必要なこと。

(組織)

第4条 推進会議は、会長、副会長及び委員をもって構成し、別表1に掲げる職にある者を充てる。

- 2 会長は、推進会議に関する業務を統括し、その議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が不在のときはその職務を代理する。
- 4 推進会議の所掌事務を円滑に処理するため、幹事会を置く。

(会議)

第5条 推進会議は、会長が招集する。

- 2 推進会議は、会長が主宰し、別表1の中からその都度必要と認めた委員で開催する。
- 3 会長は、別表1に掲げる者のほか、必要と認める者の出席を求めることができる。
- 4 委員は、会長に対して推進会議の開催を求めることができる。

(幹事会)

第6条 幹事会に幹事長、副幹事長及び幹事を置く。

- 2 幹事長は危機管理室長の職にある者を、副幹事長及び幹事は別表2に掲げる職にある者を充てる。
- 3 幹事会は、幹事長が別表2の中からその都度必要と認めた幹事で開催する。
- 4 幹事長は、別表2に掲げる者のほか、必要と認める者の出席を求めることができる。

(事務局)

第7条 推進会議の事務局は、危機管理室に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年9月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年12月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年1月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年11月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年8月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表1 (第5条関係)

区分	職名
会長	危機管理室担任副市長(危機管理監)
副会長	他の副市長
委員	危機管理担当局長
	企画総務局長
	財政局長
	市民局長
	健康福祉局長
	健康福祉局保健医療担当局長
	こども未来局長
	環境局長
	経済観光局長
	都市整備局長
	都市整備局指導担当局長
	道路交通局長
	下水道局長
	中区長
	東区長
	南区長
	西区長
	安佐南区長
	安佐北区長
	安芸区長
	佐伯区長
	会計管理者
	消防局長
	水道局長
	議会事務局長
	教育長
	教育次長
	市選挙管理委員会事務局長
	人事委員会事務局長
	監査事務局長
	農業委員会事務局長

別表2 (第6条関係)

区分	職名
幹事長	危機管理室長
副幹事長	危機管理室参与
幹事	危機管理室専門監
	危機管理室危機管理課長
	危機管理室災害予防課長
	危機管理室災害対策課長
	企画総務局総務課長
	財政局財政課長
	市民局市民活動推進課長
	健康福祉局健康福祉・地域共生社会課長
	こども未来局こども未来調整課長
	環境局環境政策課長
	経済観光局経済企画課長
	都市整備局都市整備調整課長
	道路交通局道路交通企画課長
	下水道局経営企画課長
	中区役所市民部地域起こし推進課長
	東区役所市民部地域起こし推進課長
	南区役所市民部地域起こし推進課長
	西区役所市民部地域起こし推進課長
	安佐南区役所市民部地域起こし推進課長
	安佐北区役所市民部地域起こし推進課長
	安芸区役所市民部地域起こし推進課長
	佐伯区役所市民部地域起こし推進課長
	会計室次長
	消防局総務課長
	水道局企画総務課長
	議会事務局総務課長
教育委員会事務局総務課長	
市選挙管理委員会事務局啓発課長	
人事委員会事務局任用課長	
監査事務局監査第一課長	
農業委員会事務局次長	

2 広島市ライフライン連絡調整会議設置要綱

当初制定 平成9年6月10日

最終改正 平成27年4月1日

(設置)

第1条 災害発生後の円滑な応急対策及びライフラインの迅速かつ効率的な復旧を図るため、広島市災害対策本部及びライフライン関係機関相互の情報交換、協議調整等を行うことを目的とし、広島市ライフライン連絡調整会議(以下「連絡調整会議」という。)を設置する。

(審議事項)

第2条 連絡調整会議は、次の事項を審議する。

- (1) ライフライン被害情報の共有に関すること
- (2) 復旧関連情報の提供・交換に関すること
- (3) 復旧地区・時期等に関すること
- (4) その他応急復旧に関すること
- (5) 平時における情報交換及び訓練並びに防災対策に関する調査研究に関すること

(組織)

第3条 連絡調整会議は、次の機関の関係職員をもって組織する。

- (1) 国土交通省中国地方整備局広島国道事務所
- (2) 広島県
- (3) 広島県警察本部
- (4) 西日本電信電話株式会社広島支店
- (5) 中国電力株式会社広島営業所
- (6) 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ中国支社
- (7) 広島ガス株式会社
- (8) 広島市(危機管理室)
- (8) 同上(道路交通局)
- (9) 同上(下水道局)
- (10) 同上(水道局)
- (11) 同上(消防局)

(会議)

第4条 連絡調整会議は、大規模災害時等必要に応じて広島市災害対策本部が招集するほか、平時においては危機管理室が招集する。

(事務局)

第5条 連絡調整会議の事務局は、危機管理室災害予防課におく。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、連絡調整会議の運営に関し必要な事項は、必要の都度会議に諮って定める。

3 広島市〇〇対策本部設置要綱（準則）

（設置等）

第1条 市長は、〇〇に関する危機（以下「危機」という。）の発生により、市民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがある場合に、危機への対応を迅速・的確に行うため、広島市〇〇対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 対策本部は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 体制の調整・移行に関すること。
- (2) 対応方針の決定に関すること。
- (3) 所管局・区等への応援に関すること。
- (4) 関係機関への応援要請に関すること。
- (5) 市民及び事業者への情報提供に関すること。
- (6) 報道機関の対応に関すること。
- (7) その他対策本部長が必要と認めること。

（体制）

第3条 対策本部は、レベル1体制、レベル2体制又はレベル3体制の3段階の体制をとることができる。

2 体制については、危機の推移及び対策の状況により、ほかのレベルの体制に移行することができる。

（組織）

第4条 対策本部は、対策本部長、対策副本部長及び対策本部員をもって構成し、体制に応じて別表1に掲げる職にある者を充てる。

2 対策本部長は、対策本部に関する業務を統括し、対策本部を代表する。

3 対策副本部長は、対策本部長を補佐し、対策本部長に事故があるとき、又は対策本部長が欠けたときはその職務を代理する。

（対策本部員会議）

第5条 対策本部は、危機への対応方針等を決定するため、市対策本部員会議を開催する。

2 対策本部員会議は、対策本部長が招集する。

3 対策本部員会議は、対策本部長が主宰し、その都度必要と認めた対策本部員で開催する。

4 対策本部長は、対策本部員のほか、必要と認める者の出席を求めることができる。

5 対策本部員は、対策本部長に対して対策本部員会議の開催を求めることができる。

（対策本部幹事会）

第6条 対策本部に幹事会を置くことができる。

2 幹事会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 対策本部員会議での決定事項の処理
- (2) 関係機関との連絡調整
- (3) その他幹事会において必要とする事項

3 幹事は、別表2に掲げる職にある者を充てる。

（対策本部事務局）

第7条 対策本部の事務局は、〇〇局〇〇課に置く。

2 対策本部事務局の運営を的確に実施するため、対策本部に庶務班、情報班、統制班及び広報班を置く。

（現地対策本部）

第8条 対策本部長が必要と認める場合に、対策本部の事務の一部を行う組織として、現地対策本部を設置することができる。

2 現地対策本部長及び現地本部員は、市職員の中から対策本部長が指名する。

3 現地対策本部は、対策本部の決定に基づく緊急対策を実施するほか、関係機関等との調整を行う。

4 現地本部は、緊急対策等が完了した場合又は危機が発生するおそれが解消したと認める場合に廃止する。

(区対策本部の設置)

第9条 対策本部が設置されたときは、対策本部長は、危機の規模及び被害の程度等により緊急対策を必要と認める区に区対策本部を設置する。

(区対策本部の組織)

第10条 区対策本部長、区対策副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 区対策本部長は区長、区対策副本部長は区役所の副区長及び部長をもって構成し、別表3に掲げる職にある者を充てる。
- 3 区対策本部長は、区対策本部を統轄し、区対策副本部長その他の職員を指揮監督するとともに、本部長の命を受けて必要な措置をとるものとする。
- 4 区対策副本部長は、区対策本部長を補佐し、区対策本部長に事故がある場合はその職務を代理する。この場合において、職務を代理する区対策副本部長の順序は、副区長を第1とし、区対策本部事務局設置課を担当する部長をもって充てる区対策副本部長を第2とし、その他の部長をもって充てる区対策副本部長を第3以下とする。第3以下の順序は、建設部長又は農林建設部長、厚生部長の順とする。

(区対策本部員会議)

- 第11条 区対策本部は、危機への対応方針等を決定するため、区対策本部員会議を開催する。
- 2 区対策本部員会議は、区対策本部長が招集する。
 - 3 区対策本部員会議は、区対策本部長が主宰し、その都度必要と認めた本部員で開催する。
 - 4 区対策本部長は、区対策本部員のほか、必要と認める者の出席を求めることができる。
 - 5 区対策本部員は、区対策本部長に対して区対策本部員会議の開催を求めることができる。

(区対策本部幹事会)

第12条 区対策本部に幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。
 - (1) 区対策本部員会議での決定事項の処理
 - (2) 関係機関との連絡調整
 - (3) その他幹事会において必要とする事項
- 3 幹事は、別表4に掲げる職にある者を充てる。

(区対策本部事務局)

第13条 区対策本部の事務局は、〇〇区〇〇部〇〇課に置く。

- 2 区対策本部事務局の運営を的確に実施するため、区対策本部に情報班、統制班、広報班及び庶務班を置く。

(対策本部及び区対策本部の廃止)

第14条 市長は、危機が発生するおそれが解消したと認める場合若しくは広島市地域防災計画又は広島市国民保護計画に定める体制に移行した場合は、対策本部を廃止する。

- 2 対策本部長は、対策本部が廃止されたときは、区対策本部を廃止する。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、対策本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成〇〇年〇月〇日から施行する。

別表1

レベル1体制

区 分	職 名
対策本部長	危機管理担当局長
対策副本部長	所管局・区等の長
対策本部員	危機管理室長、所管局・区等の部長等

別表1

別表2

区 分	所 属	職 名
幹事長	〇〇局	〇〇部長
副幹事長	〇〇局	〇〇部長
	〇〇局	〇〇部長
幹事	〇〇局	〇〇課長
	〇〇局	〇〇課長

レベル2体制

区 分	職 名
対策本部長	市長又は担任副市長
対策副本部長	危機管理担当局長（市長が本部長の場合は、副市長）
対策本部員	（本部長が市長の場合は危機管理担当局長、）所管局・区等の長、関係局・区等の長及び本部長が必要と認める職員

別表1

別表3

区 分	職 名
区対策本部長	区長
区対策副本部長	副区長及び〇〇部長
区対策本部員	関係課長

レベル3体制

区 分	職 名
対策本部長	市長
対策副本部長	副市長
対策本部員	危機管理担当局長、広島市事務分掌条例第1条に掲げる局の局長及び担当局長、会計管理者、消防局長、水道局長、議会事務局長、教育長、教育次長、選挙管理委員会事務局長、人事委員会事務局長、監査事務局長、農業委員会事務局長並びに本部長が必要と認める職員

別表4

区 分	職 名
幹事長	〇〇部 〇〇部長
副幹事長	〇〇部 〇〇課長
	〇〇部 〇〇課長
幹事	〇〇部 〇〇課長

4 危機管理情報の記載例

危機管理情報（第1報）

報告日時	平成〇〇年〇月〇日（〇）12時55分現在	受信日時	平成 年 月 日 時 分
報告者	所属・職・氏名 危機管理室危機管理課 主査 〇〇〇〇	受信者	
	TEL 546-3447		
	FAX 247-1645		

1 発生日時	平成〇〇年〇月〇日（〇） 12時37分頃		
2 覚知日時	平成〇〇年〇月〇日（〇） 12時47分頃		
3 発生場所	中 区 紙屋町 二丁目 2番 シャレオ地下街		
4 事案の概要	地下街中央付近で、突然「ボンッ」という音とともに強烈な刺激臭がまん延。地下街にいた通行中の多くの市民が死傷、気分不良を訴えている。		
5 被害の状況	人	死者 数人の模様	物的被害 調査中
	的	負傷者 数十人の模様 名	
	被	行方不明 ----- 名	
	害	合計 調査中 名	
6 対策の実施状況又は予定	死者、負傷者等の詳細、事故原因、被害状況について現在調査中。		
危機管理情報送付先	部 署		送 付 方 法
	企画総務局秘書課		メール ・ FAX
	企画総務局広報課		メール ・ FAX
	各局等庶務担当課、各区地域起こし推進課		メール ・ FAX
		メール ・ FAX	

注1：FAX送信後は、必ず電話で送信先に着信の確認を取ること。

注2：受信者は受信元の責任を明確にするため、受信日時と受信者名を記入すること。

5 広報課パブリシティマニュアル（抜粋）

第1章 パブリシティ活動（広報課パブリシティマニュアル（抜粋））

1 パブリシティの種類

パブリシティ（Publicity）とは、もともと「一般に広く知らせること。周知。」といった意味で、新聞、テレビ、ラジオなどの報道機関に市政の情報を提供したり、取材活動に協力したりして、報道機関に記事やニュースとして取り上げてもらうようにする広報手段のことです。

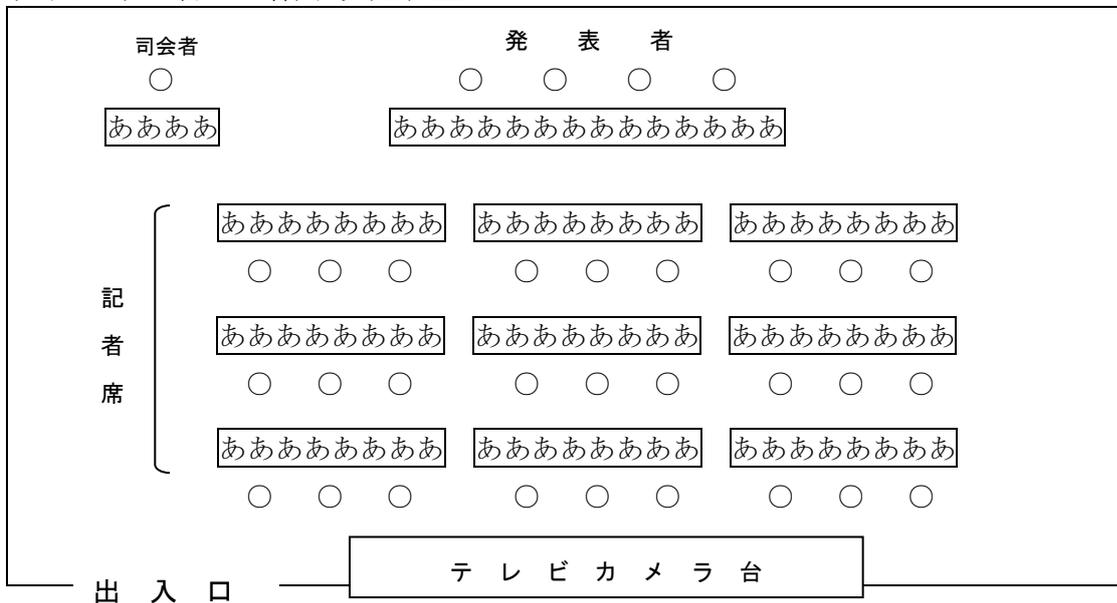
広島市が行うパブリシティ活動には、次表の3種類があります。

パブリシティ活動

種別	内容	備考
記者会見	市政の重要案件について、市長が直接記者に説明するとともに、記者からの質問に答えます。 定例記者会見と臨時に開催する記者会見があります。	(P 3 参照※)
記者発表	主管局の局長、部長、課長等が、担当の施策について直接記者へ発表・説明し、記者からの質問に答えます。	(P 5 参照※)
資料提供	定例的なものや資料だけでも十分理解できる市政情報を、資料として記者クラブに配付するものです。	(P 7 参照※)

(※ 備考のページは、広報課パブリシティマニュアルのページです。)

記者発表は本庁舎11階市政記者室



(5) 記者発表の要領 (広報課パブリシティマニュアル (抜粋))

記者発表は、概ね次の要領で行います。進行役 (広報課職員) の指示に従い、手際よく発表することを心がけてください。

記者発表の要領

■ レクチャーの心構えは

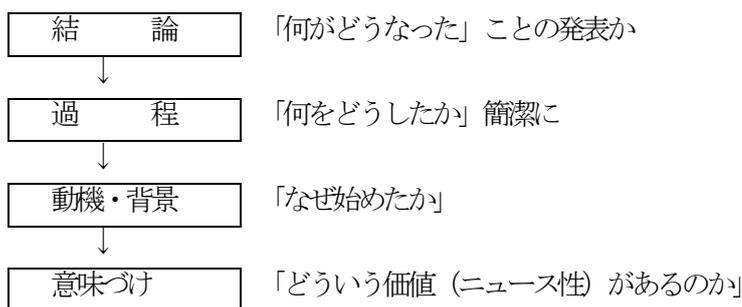
記者は、正確な情報を伝えるため、少しでも多くの情報を得ようという意気込みで発表の場に臨みます。発表者は常に取材する側の立場に立って、真剣に伝えることが大切です。

■ 自己紹介、内容説明、そのあと質問の順です

司会の進行に従い、発表者は、説明に入る前にまず自分の所属、職、氏名を教えてください。解禁つき発表など、報道に当たっての留意事項があれば、途中で入退室する記者があるため、最初と最後にその旨を伝えてください。説明を終えた後、記者の質問を受けます。

■ 簡潔明瞭に

記者は、要領よくわかりやすい説明を望んでいます。話は逆三角形に組み立て、大きな声ではっきり説明しましょう。



あいまいな話し方や極端に自己防衛的な態度で臨むと、かえって記者は不信感を抱き、また誤った報道にもつながりかねません。都合の悪い質問にもはぐらかしたりすることなく、誠意をもって説明しましょう。

■ 正確に

特に数字や固有名詞については、誤った場合の影響が大きいため、十分注意してください。また、間違えた場合は速やかに訂正し、発表後であれば広報課へ至急連絡してください。

■ わからない時は「わかりません」と言う

記者が求めているのは真実です。わからない時は、はっきり「わかりません」と言い、後から調査のうえ、広報課を通じて補足資料を提供してください。

第3章 緊急時の広報（広報課パブリシティマニュアル（抜粋））

市民生活に密接に係わる事件・事故が発生した緊急時には、情報収集や関係機関への連絡などの対応に追われて、報道機関への情報提供が後回しになりがちですが、報道機関の協力なくして情報をいち早く市民に知らせることはできません。正確な情報をスピーディーに提供することが、市民の市政に対する信頼を醸成するのです。

災害警戒本部や災害対策本部が設置された場合の広報については、水防計画、地域防災計画等に定められています。公共施設の被害状況や市民生活に関連する制度や対策などの情報は、本部を通じて的確に広報してください。

また、市民生活に重大な影響を及ぼす公共用水域での水質事故などの対応マニュアルには、必ず広報体制についても明記し、的確に広報することが重要です。

1 まず広報課へ第1報

緊急時には、情報伝達のスピードが命です。資料をまとめてからではなく、電話や口頭で広報課へ第1報を入れてください。夜間や休日の際には、広報課担当職員の自宅や携帯電話へ直接連絡をしてください。

内容に応じて、①緊急記者発表の設定、②FAXによる報道機関への情報提供などの対応を検討することになります。

2 情報の一元化

緊急時には、情報伝達のスピードとともに情報の正確性が不可欠です。情報は魔物です。特定のセクションに情報を集中させないと、時間のずれや発信源の違いから情報が交錯して市民の混乱を招くことがあります。報道機関に対応する担当課及び担当者を素早く決め、組織内の情報を一元化しましょう。

なお、報道機関から問い合わせが殺到することが予想されますので、対応者は2～3名程度決めておく必要があります。

3 段階的に、きめ細かな情報提供を

広報課に第1報を入れた後、情報収集や現地確認等でいろいろと詳しいことが把握でき、それに伴い順次市の対応策も講じられていくことになりますが、確実な部分から段階的にきめ細かく情報を提供していく必要があります。すべてまとまってからではなく、いろいろなことが分かり次第、また対応策を決定次第、順次広報課に連絡してください。

4 緊急時に有効な市の広報媒体

緊急時には、ラジオスポットや広報車、消防局の防災行政無線などの広島市の広報媒体も有効に活用して、万全を期しましょう。

第2 用語解説

1 危機管理

危機 (Crisis) の語源は、ギリシャ語の分離 (Krinein) です。本来は医学用語で、病人が死に向かうか、それとも回復に向かうかを決する分岐点となるような急変を意味します。また、管理 (Management) は、病人の手当てをするシステム全体を意味します。

危機管理の理論は、昭和37年(1962年)のキューバ危機を契機に、米国において発達したもので、ある紛争状態が戦争か平和回復に向かうかの分岐点にさしかかったとき、その紛争が戦争へエスカレートするのを防止し、収束を図っていくための考え方とされています。

昭和40年代になって、我が国では公害・環境破壊、石油・食糧などの資源危機、大規模な地震や風水害などの大災害、テロや暴動といった国民生活の安定と国民の生存を脅かす「経済的・社会的・政治的危機」が顕在化するにつれて、こうした「非軍事的危機」に備えての管理まで含めて「危機管理」と考えるようになりました。我が国では、昭和48年(1973年)の第一次石油危機以降は特に、経済的な危機管理に注目が集まりました。

その後、平成7年(1995年)の阪神・淡路大震災やオウム真理教による地下鉄サリン事件、平成13年(2001年)の米国同時多発テロ、平成16年(2004年)の高病原性鳥インフルエンザ、平成23年(2011年)の東日本大震災などの大規模な災害や事件が相次いで発生しました。

こうした災害や事件の発生により、国や地方公共団体における危機管理の重要性が増している中、本市では市民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがある災害、武力攻撃事態等及び事件・事故等を危機と定義した上で、その危機の発生を未然に防止することなどの平常時の対策から危機発生時の対応及び事後対策までを含めた取組を危機管理と定義しています。

(参考文献)

- ① 実践危機マネジメント 理論戦略ケーススタディ 危機に強い組織づくりのために
(著者名：危機マネジメント研究会／編集 出版社名：ぎょうせい 発行年月：平成14年(2002年)4月)
- ② 図解よくわかる自治体の防災・危機管理のしくみ
(著者名：鍵屋一／著 出版社名：学陽書房 発行年月：平成15年(2003年)9月)
- ③ 消防・防災と危機管理 入門・概説
(著者名：滝沢忠徳／著 出版社名：近代消防社 発行年月：平成17年(2005年)10月)
- ④ 自治体職員のための危機管理読本
(著者名：自治体危機管理研究会／編著 出版社名：都政新報社 発行年月：平成14年(2002年)10月)
- ⑤ 危機発生後の72時間 いかに素早くかつ的確に対応するか
(著者名：中邨章／編著 幸田雅治／編著 出版社名：第一法規 発行年月：平成18年(2006年)2月)
- ⑥ リスクマネジメントガイド
(著者名：三菱総合研究所総合安全研究センター政策工学研究部／編 出版社名：日本規格協会 発行年月：平成12年(2000年)7月)

2 感染症

感染症とは、細菌やウイルスなどの病原体が体内に侵入して増殖し、発熱、下痢、咳等の症状が出る病気をいいます。感染症には、人から人にうつる伝染性感染症以外に、破傷風のように傷口から感染するものや、狂犬病や日本脳炎などのように動物や昆虫から感染するものなど、人から人にうつらない非伝染性感染症も含まれています。

昭和45年（1970年）以降、これまで知られていなかったエボラ出血熱や腸管出血性大腸菌（O157）感染症などの感染症が出現し、また、近い将来克服されると考えられてきた結核やマラリアなどの感染症が再び流行し、人類に脅威を与えています。このような、感染症を取り巻く状況の著しい変化に対応するために、これまでの「伝染病予防法」（明治30年4月1日法律第36号）に代わって、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年10月2日法律第114号）（以下「感染症法」という。）が平成11年（1999年）4月から施行されました。

感染症法の対象となる感染症の類型は、1類感染症（7疾患）、2類感染症（7疾患）、3類感染症（5疾患）、4類感染症（44疾患）、5類感染症（49疾患）、新型インフルエンザ等感染症（2疾患）、指定感染症、新感染症に分類されています。

（1）1類感染症

感染力、罹患した場合の重篤性等に基づく総合的な観点からみた危険性が極めて高い感染症で7疾患が指定されています。

（2）2類感染症

感染力、罹患した場合の重篤性等に基づく総合的な観点からみた危険性が高い感染症で7疾患が指定されています。

（3）3類感染症

感染力、罹患した場合の重篤性等に基づく総合的な観点からみた危険性が低く、特定の職業への就業によって感染症の集団発生を起し得る感染症で、5疾患が指定されています。

（4）4類感染症

人から人への感染はほとんどないが、動物、飲食物等を介して感染するため、消毒、廃棄などの措置が必要となる感染症で、44疾患が指定されています。

（5）5類感染症

国が感染症発生動向調査を行い、その結果に基づいて必要な情報を一般国民や医療関係者に提供・公開していくことによって、発生・拡大を防止すべき感染症で49疾患が指定されています。

（6）新型インフルエンザ等感染症

新型インフルエンザ及び再興型インフルエンザのことです。新型インフルエンザとは、新たに人から人に感染する能力を有したインフルエンザウイルスを病原体とするインフルエンザであって、人が当該ウイルスに対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症です。また、再興型インフルエンザとは、かつて世界的規模で流行したインフルエンザであって、その後流行することなく長期間が経過しているものが再興したものであって、現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該ウイルスの全国的かつ急速なまん延により、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものです。

（7）指定感染症

既知の感染症の中で1類～3類に分類されない感染症において1類～3類に準じた対

応又は必要に応じて新型インフルエンザ等感染症に準じた対応の必要が生じた感染症です。1年間を期限に（延長を含め最大2年間）国が指定する感染症です。

（8）新感染症

感染症法において、「人から人に伝染すると認められる疾患であって、既知の感染症と症状等が明らかに異なり、その伝染力及び罹患した場合の重篤度から判断した危険性が極めて高い感染症」と定義されています。

3 新興感染症

新興感染症とは、最近になって新しく出現した感染症の総称です。世界保健機関（WHO）によると、「かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局地的あるいは国際的に、公衆衛生上問題となる感染症」とされています。

現代は、開発等により未知の病原体に遭遇する機会が増え、毎年のように新興感染症が出現しています。また、人や物の移動が活発化、大量化しているために病原体がまん延する速度が速くなっており、短期間で広範囲にまん延する可能性も高くなっています。

昭和51年（1976年）以降に出現した主な新興感染症としては、レジオネラ症、腸管出血性大腸菌感染症、SARS（重症急性呼吸器症候群）などがあります。

4 SARS（サーズ）

SARS（Severe Acute Respiratory Syndrome）は、「重症急性呼吸器症候群」と訳されています。新型コロナウイルスの「SARSコロナウイルス」を原因とする新しく発見された感染症で、平成15年（2003年）に世界中で大きな問題となりました。

この病気は、平成14年（2002年）11月ごろから中国などで「異型肺炎」の流行として知られていましたが、その時は詳細な報告はなく、平成15年（2003年）2月末に上海、香港を経由してベトナムのハノイを訪れた旅行者が呼吸器症状を訴えてハノイの病院に入院したのが最初の報告例です。

この旅行者は香港の病院に搬送されましたが、入院先の病院の医療関係者の間でこの病気が広まりました。さらにウイルスに感染した人が航空機等で移動した後にその地域で発病し、周囲の人へ感染を広げたことにより、中国や香港、台湾を中心に患者が増えました。

平成15年（2003年）7月5日に終息宣言が世界保健機関（WHO）から出され、流行はおさまりましたが、患者数8098名、死亡者数774名の大きな被害をもたらしました。

日本では、平成15年（2003年）6月20日までに52件の疑い例と16件の可能性例が報告されましたが、専門家の症例検討の結果、すべて否定されています。

5 エボラ出血熱

エボラ出血熱は、エボラウイルスによる感染症です。エボラウイルスに感染すると、2～21日（通常は7～10日）の潜伏期の後、突然の発熱、頭痛、倦怠感、筋肉痛、咽頭痛等の症状を呈します。次いで、嘔吐、下痢、胸部痛、出血（吐血、下血）等の症状が現れます。現在、エボラ出血熱に対するワクチンや特異的な治療法はないため、患者の症状に応じた治療（対症療法）を行うことになります。

エボラウイルスに感染し、症状が出ている患者の体液等（血液、分泌物、吐物・排泄物）や患者の体液等に汚染された物質（注射針など）に十分な防護なしに触れた際、ウイルスが傷口や粘膜から侵入することで感染します。一般的に、症状のない患者からは感染しません。空気感染もしません。

感染症法に規定されている感染症（平成30年（2018年）5月1日改正）

【全数把握対象（全ての医師が届出を行う）感染症】

類型	番号	疾病名
1類	1	エボラ出血熱
	2	クリミア・コンゴ出血熱
	3	痘そう
	4	南米出血熱
	5	ペスト
	6	マールブルグ病
	7	ラッサ熱
2類	1	急性灰白髄炎
	2	結核
	3	ジフテリア
	4	重症急性呼吸器候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る）
	5	中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る）
	6	鳥インフルエンザ（H5N1）
	7	鳥インフルエンザ（H7N9）
3類	1	コレラ
	2	細菌性赤痢
	3	腸管出血性大腸菌感染症
	4	腸チフス
	5	パラチフス
4類	1	E型肝炎
	2	ウエストナイル熱
	3	A型肝炎
	4	エキノコックス症
	5	黄熱
	6	オウム病
	7	オムスク出血熱
	8	回帰熱
	9	キャサナル森林病
	10	Q熱
	11	狂犬病
	12	コクシジオイデス症
	13	サル痘
	14	ジカウイルス感染症
	15	重症熱性血小板減少症候群（病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る）
	16	腎症候性出血熱
	17	西部ウマ脳炎
	18	ダニ媒介脳炎
	19	炭疽
	20	チクングニア熱
	21	つつが虫病
	22	デング熱
	23	東部ウマ脳炎
	24	鳥インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1及びH7N9）を除く）
	25	ニパウイルス感染症
	26	日本紅斑熱
	27	日本脳炎
	28	ハンタウイルス肺症候群
	29	Bウイルス病
	30	鼻疽
	31	ブルセラ症
	32	ベネズエラウマ脳炎
	33	ヘンドラウイルス感染症
	34	発しんチフス
	35	ボツリヌス症
	36	マラリア
	37	野兎病
	38	ライム病
	39	リッサウイルス感染症
	40	リフトバレー熱
	41	類鼻疽
	42	レジオネラ症
	43	レプトスピラ症
	44	ロッキー山紅斑熱

【全数把握対象（全ての医師が届出を行う）感染症】

類型	番号	疾病名
5類	1	アメーバ赤痢
	2	ウイルス性肝炎（E型肝炎及びA型肝炎を除く）
	3	カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症
	4	急性弛緩性麻痺（急性灰白髄炎を除く）
	5	急性脳炎（ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く）
	6	クリプトスポリジウム症
	7	クロイツフェルト・ヤコブ病
	8	劇症型溶血性レンサ球菌感染症
	9	後天性免疫不全症候群
	10	ジアルジア症
	11	侵襲性インフルエンザ菌感染症
	12	侵襲性髄膜炎菌感染症
	13	侵襲性肺炎球菌感染症
	14	水痘（入院例に限る。）
	15	先天性風しん症候群
	16	梅毒
	17	播種性クリプトコックス症
	18	破傷風
	19	バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症
	20	バンコマイシン耐性腸球菌感染症
	21	百日咳
	22	風しん
	23	麻しん
	24	薬剤耐性アシネトバクター感染症
新型インフルエンザ等感染症		新型インフルエンザ 再興型インフルエンザ

【定点把握対象（指定された医療機関のみが届出を行う）感染症】

小児科定点医療機関が届出	1	RSウイルス感染症
	2	咽頭結膜熱
	3	A群溶血性レンサ球菌咽頭炎
	4	感染性胃腸炎
	5	水痘
	6	手足口病
	7	伝染性紅斑
	8	突発性発しん
	9	ヘルパンギーナ
	10	流行性耳下腺炎
インフルエンザ定点及び基幹定点医療機関が届出		
1	インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く）	
眼科定点医療機関が届出	1	急性出血性結膜炎
	2	流行性角結膜炎
性感染症定点医療機関が届出		
1	性器クラミジア感染症	
2	性器ヘルペスウイルス感染症	
3	尖圭コンジローマ	
4	淋菌感染症	
基幹定点医療機関が届出		
1	感染性胃腸炎（病原体がロタウイルスであるものに限る）	
2	クラミジア肺炎（オウム病を除く）	
3	細菌性髄膜炎（髄膜炎菌、肺炎球菌、インフルエンザ菌を原因として同定された場合を除く）	
4	マイコプラズマ肺炎	
5	無菌性髄膜炎	
6	ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	
7	メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	
8	薬剤耐性緑膿菌感染症	

1970年代以降、中央アフリカ諸国（コンゴ民主共和国、スーダン、コンゴ共和国、ウガンダ、ガボン等）で、しばしば流行が確認されてきました。平成26年（2014年）3月以降、西アフリカ（ギニア、リベリア、シエラレオネ）で流行し、平成28年（2016年）1月の終息まで、28,000人以上が感染、11,000人以上が死亡し、アフリカ大陸以外（スペイン、米国、イタリア、英国）での発生も確認されました。（出典 厚生労働省 HP）

6 MERS（中東呼吸器症候群）

中東呼吸器症候群(MERS: Middle East Respiratory Syndrome)は、平成24年（2012年）に初めて確認されたウイルス性の重症呼吸器感染症で、原因となるウイルスはMERSコロナウイルスと呼ばれています。重症急性呼吸器症候群（SARS: サーズ）の原因となった病原体もコロナウイルスの仲間ですが、SARSとMERSは異なる病気です。

サウジアラビアやアラブ首長国連邦など中東地域で広く発生していますが、その地域を旅行などで訪問した人が、帰国してから発症するケースも多数報告されています。

平成27年（2015年）5月には韓国で、中東からの帰国者から感染が広がり、186人の患者が発生し、36人が死亡しました。

7 高病原性鳥インフルエンザ

国際獣疫事務局の診断基準により高病原性鳥インフルエンザと判定されたA型インフルエンザウイルスを原因とする鳥の伝染病です。家きんに対する伝播力が非常に強く、病原性の強いウイルスに感染すると、その多くが死んでしまいます。

稀に一部のウイルスが人に感染することが報告されていますが、食品として食べることにより人に感染した例はありません。

8 口蹄疫

口蹄疫ウイルスを原因とする偶蹄類の家畜（牛、豚、山羊、綿羊、水牛など）や野生動物（ラクダやシカなど）の伝染病です。偶蹄類動物に対するウイルスの伝播力が非常に強く、口蹄疫に感染すると、発熱したり、口の中や蹄の付け根などに水ぶくれができたりするなどの症状がみられます。畜産業に大きな経済的損失をもたらすため、家畜伝染病予防法に従い、対応することになります。

口蹄疫にかかった家畜の肉が食肉として流通することはありません。また、食肉を食べたり、牛乳を飲んで口蹄疫にかかることはありません。

9 豚コレラ

豚コレラウイルスを原因とする豚、いのししの熱性伝染病で、強い伝染力と高い致死率が特徴です。感染豚は唾液、涙、糞尿中にウイルスを排泄し、感染豚や汚染物品等との接触等により感染が拡大します。治療法は無く、発生した場合の家畜業界への影響が甚大であることから、家畜伝染病予防法に従い対応します。

感染豚の肉が市場に出回ることはありませんが、仮に豚コレラにかかった豚の肉や内臓を食べても人体に影響はありません。

10 テロ

テロについては、その態様が多様化、複雑化していることもあって国際法上の統一した定義づけはありませんが、一般的には、「政治的目的のために、暴力あるいはその脅威に訴える行動」と言われています。

平成7年（1995年）に発生したオウム真理教による地下鉄サリン事件は、化学物質であるサリンを使用し無差別の大量殺傷を目的としたテロ事件として国の内外に大きな衝撃を与え、以降、核物質、生物剤、化学剤又はこれらを用いた大量破壊兵器を使用したテロが新たな脅威と位置付けられることになりました。

また、日本はテロリストの声明の中で、繰り返し標的として名指しされており、実際にアル・カーイダ関係者が国内に潜伏していた事実も判明しています。

最近の主なテロには、次のようなものがあります。

(1) 地下鉄サリン事件（平成7年（1995年）3月20日）

東京でオウム真理教が営団地下鉄の3路線（日比谷線、丸の内線、千代田線）の電車内でサリンを散布し、13名が死亡、6,000名以上が負傷しました。

(2) 米国同時多発テロ事件（平成13年（2001年）9月11日）

民間航空機4機がハイジャックされ、そのうちの2機がニューヨークの世界貿易センタービルに衝突、1機がワシントンの国防総省に突入したほか、ペンシルベニア州ピッツバーグ郊外に1機が墜落し、あわせて日本人24名を含む3,000名以上が死亡しました。

(3) マドリード列車爆破事件（平成16年（2004年）3月11日）

マドリード市内のアトーチャ駅を始めとする3駅で朝の通勤時間帯に10回の爆発が発生し、約200名が死亡、1800名以上が負傷しました。

(4) 英国同時多発テロ（平成17年（2005年）7月7日）

ロンドン市内の地下鉄3か所及びバス1台において連続して爆発事件が発生し、50名以上が死亡、約700名が負傷しました。負傷者には日本人も含まれていました。

(5) ムンバイ列車同時爆破テロ事件（平成18年（2006年）7月11日）

インド西部ムンバイ市において、列車及び鉄道駅の7か所で同時爆弾テロが発生し、180人以上が死亡、890人以上が負傷しました。

(6) モスクワ地下鉄爆破テロ（平成22年（2010年）3月29日）

ロシアの首都モスクワにおいて、地下鉄駅の2か所で連続した爆破テロが発生し、両駅合わせて36人が死亡、35人が負傷しました。

(7) ノルウェー連続テロ（平成23年（2011年）7月22日）

ノルウェーの首都オスロ及び郊外のウトヤ島において、爆弾の爆破と銃の乱射による連続テロが発生し、合わせて77人が死亡、100人以上が負傷しました。

(8) ボストンマラソン爆弾テロ（平成25年（2013年）4月15日）

ボストンマラソンの開催中、ゴール付近の2か所で連続した爆破テロが発生し、3人が死亡、282人が負傷しました。

(9) フランス紙襲撃テロ（平成27年（2015年）1月7日）

パリにある風刺週刊誌を発行する会社に複数の武装した犯人が襲撃し、12人を殺害して逃走しました。

(10) パリ同時多発テロ事件（平成27年（2015年）11月13日）

パリにあるコンサートホールやサッカー場で、銃撃や爆発テロが同時多発的に発生し、130人が死亡、300人以上が負傷しました。

(11) ブリュッセル連続テロ事件（平成28年（2016年）3月22日）

ベルギーのブリュッセルの空港と地下鉄駅で同時多発テロ事件発生。32人が死亡し、日本人2人を含む180人以上が負傷しました。

(12) イスタンブール空港テロ事件（平成28年（2016年）6月28日）

トルコのイスタンブールのアタチュルク国際空港で銃撃と爆破テロ発生。45人が死亡、238人が負傷しました。

(13) **ダッカ・レストラン襲撃人質テロ事件（平成28年（2016年）7月1日）**

バングラデシュの首都ダッカで武装集団が飲食店を襲撃、人質をとり、立てこもる事件が発生。日本人7人を含む22人が死亡しました。

(14) **ニーストラックテロ事件（平成28年（2016年）7月14日）**

フランスのニースで花火を見物していた人々の列にトラックが突っ込み、84人が死亡、202人が負傷しました。

11 化学剤・生物剤

冷戦の終結後、大量破壊兵器とその運搬手段、さらにはその世界的な移転・拡散が新たな脅威として懸念されています。例えば、化学剤・生物剤を積載した兵器が使用された場合は、大量無差別の殺傷や広範囲な地域の汚染を生じる可能性があることから、このような移転・拡散への対応は、我が国をはじめ、国際社会が抱える大きな課題となっています。

(1) 使用された例など

過去の使用例として、化学剤については、第一次世界大戦でドイツが窒息剤やびらん剤を使用したのが最初であり、近年では、イラン・イラク戦争でイラクがびらん剤・神経剤を使用したといわれています。我が国では、平成7年（1995年）、地下鉄サリン事件が発生しています（サリンは神経剤の一種）。

生物剤については、ベトナム戦争において北ベトナム側がトリコテセン毒素を使用したといわれています。我が国ではオウム真理教により炭疽菌の散布が試みられ、また、平成13年（2001年）、米国で炭疽菌入り郵便物事件が発生しています。

さらに、テロリストによる生物剤の取得、開発、使用の危険も高まっており、アル・カーイダと関連するとされる組織が生物剤を製造していた可能性が指摘されています。

(2) 特徴

化学剤・生物剤は、①製造が容易で安価、②実際に使用しなくても強い心理的効果を与えることが可能、③種類や使用される状況によっては膨大な死傷者が発生、といった特徴があります。このため、化学剤・生物剤は軍事目標のみならず、一般市民をも対象としたテロなどにも使用可能です。

(3) 種類・効果など

化学剤は、有毒化学剤の場合は、神経剤（呼吸麻痺・全身痙攣を起こす）、びらん剤（皮膚をびらんさせ、目や肺を侵す）、血液剤（循環器系、呼吸器系を侵す）、窒息剤（肺細胞を侵し肺炎、気管支炎を起こす）に大きく区分されます。

なお、神経剤は無色・無臭であり、呼吸器からの吸入、又は皮膚からの浸透により速やかに症状があらわれ、致死量を吸収すれば約30分以内に死亡します。びらん剤は黒色・特有のにおいがあり、致死量を吸収すれば4～12日後に死亡します。

生物剤は、大きく感染性微生物（細菌、ウイルス）、細菌産生毒、植毒物に分類されます。生物剤のうち炭疽菌は、灰白色・無臭であり、皮膚、消化器官、呼吸器から侵入し、軽度の発熱、倦怠感などの症状で始まり、その後数日で呼吸困難となり、24時間以内に死亡します（死亡率90%）。天然痘ウイルスにより引き起こされる天然痘は、人から人へ感染するのが特徴であり、約12日の潜伏の後、発熱、頭痛、筋肉痛などの症状が見られ、その2～4日後に特有の皮疹が出現し、比較的高い死亡率となっています。（出典：防衛白書）

12 不発弾

不発弾とは、戦争などで使用した大砲の弾などが爆発せずに残っている状態のものです。

不発弾には、飛行機から落とす爆弾や手榴弾などいろいろな種類があります。爆発しなかった原因がよくわからないので大変危険です。

日本では、第2次世界対戦中にアメリカ軍が投下した爆弾と旧日本軍の遺留品が主なもので、今日なお、全国各地で土地開発や建設工事などの際に発見されています。

不発弾が発見された場合は、陸上自衛隊の爆弾処理班によって信管を抜く作業が行われ、作業時間中は周囲一定距離の住民に避難命令が出されます。

平成28年度（2016年度）の処理実績は、1,379件、量にして約42.1トンです（出典：防衛白書）。

また、海上自衛隊は、第2次世界大戦中に敷設された機雷のため設定された危険海域の掃海（そうかい）を行ってきました。この結果、危険海域にあった機雷の掃海はおおむね終了しています。現在は、地方公共団体などの要請を受けて爆発性のある危険物の除去や処理に当たっており、平成28年度の処理実績は、23,598個、量にして約4.2トンです。（出典：防衛白書）

不発弾の大きさや種類によって避難の範囲も変わってきます。次表は、弾種とそれに対応する避難半径です。

弾種と避難半径

弾 種	避難半径
5インチ砲弾	230m程度
50kg、120kg爆弾	400～600m程度
250kg爆弾	700m程度
500kg爆弾	800m程度
1000kg爆弾	1000m程度

最近の広島市内における不発弾処理には、次のようなものがあります。

- (1) 平成13年（2001年）3月4日
安佐南区西原二丁目のマンション建設現場から発見された1発の不発弾（直径36cm、長さ120cm、250kg）を処理
- (2) 平成15年（2003年）5月23日
安佐南区緑井七丁目の下水掘削工事中に地中から発見された1発の砲弾を処理
- (3) 平成15年（2003年）10月9日
安佐南区西原一丁目の民家軒下から発見された1発の速射砲の砲弾（直径4.7cm、長さ17cm）、1発の戦車の砲弾（直径7.5cm、長さ30.5cm）を処理
- (4) 平成17年（2005年）3月31日
安佐南区大町東一丁目の解体中の民家から発見された1発の機銃弾（直径4.5cm、長さ19cm）を処理
- (5) 平成17年（2005年）11月8日
南区似の島町家下地先の広島県が発注した防波堤工事現場から発見された1発の砲弾（直径12cm、長さ35cm、18kg）を処理
- (6) 平成22年（2010年）5月3日
安芸区船越南五丁目の海中から発見された1発の砲弾（直径17cm、長さ57cm）を処理
- (7) 平成29年（2017年）5月3日
南区宇品神田五丁目の民家で発見された1発の砲弾（旧日本軍の90mm砲弾、長さ28cm、直径9cm、7.52kg）を自衛隊が海田町駐屯地へ移送し処理

13 サイバーテロ

サイバーテロとは、インターネットなどを通じてコンピュータシステムに侵入し、データを破壊、改ざんするなどの手段により、政府・行政サービス、医療、電力、鉄道などの重要な社会基盤を機能不全に陥れるテロ行為をいいます。

サイバーテロは、市民生活及び社会経済活動に甚大な被害を与える可能性があるため、できる限り早期に把握し、被害の未然防止と拡大防止を図る必要があります。

14 人工衛星落下予測事態

人工衛星などが大気中に落下した場合は、大気中で燃え尽きてしまいます。しかし、燃えにくい部品が使われている衛星や巨大な衛星の場合など、まれに残りが地表（海上）に到達することがあります。これまで、残りが地表に達した例としては、次のようなものがあります。ただし、人工衛星の落下によって人命への被害が出たことはありません。

- ① 旧ソ連のコスモス954の残りがカナダ北西部に落下(昭和53年(1978年)1月)
- ② 米国のスカイラブの一部がオーストラリア南西部に落下(昭和54年(1979年)7月)
- ③ 旧ソ連の有人宇宙ステーションのミールが南太平洋に落下(平成13年(2001年)3月)

なお、ミールの場合は、ロシア政府の発表によると、落下物の総量は20～25トン、個々の破片の重量は小さいもので50gから大きいもので700kgぐらい、破片の個数は最大で1500個程度になる可能性がありました。100kgを超えるものはごく一部といわれていました。また、レンズ、太陽電池、球形ガスタンク、エンジンブースターなどが、燃え尽きずに海面に到達すると予想されていました。

- ④ 米国のユアーズ(UARS)の一部がカナダに落下(平成23年(2011年)9月)
- ⑤ ドイツのローサット(LOSAT)がインド洋上空で大気圏に再突入(平成23年(2011年)10月)
- ⑥ ロシアのフォボス・グルントが太平洋海域で大気圏に再突入(平成24年(2012年)1月)

15 群集流動事故

日本で一番大きな被害が出たのは、昭和31年(1956年)の元旦、新潟県の弥彦神社で発生した群集流動事故です。このときの死者は124名、負傷者は177名でした。

これ以外にも、昭和9年(1933年)1月8日、京都駅の跨線橋^{こせんきょう}で発生した事故(死者77名、負傷者74名)、昭和29年(1954年)1月2日、皇居の二重橋で発生した事故(死者16名、負傷者30数名)、昭和27年(1952年)6月18日、日暮里駅の跨線橋^{こせんきょう}で発生した事故(死者6名、負傷者7名)があります。

また、平成13年(2001年)7月21日、兵庫県明石市大蔵海岸において明石市民夏まつり花火大会が開催された際、最寄駅であるJR朝霞駅から大蔵海岸への通路となった朝霞歩道橋南端付近において、会場に向かう観衆と帰宅しようとする観衆が極度に集中し、死者11名、負傷者247名を伴う事故が発生しています。

なお、この事故で神戸地方裁判所は、明石市、兵庫県警察、警備会社の3者に、訴えを起こした遺族に対して、約5億6800万円の賠償を命じました。また、明石市、兵庫県警察、警備会社の幹部5人は、業務上過失致死傷罪で実刑判決を受けています。

これらの事故の共通点は、局所的に高密度の場所で発生していること、それと関係して発生場所が、階段、橋など逃げ場のない閉所空間で発生していることです。

ほかにも雑踏事故は多くあり、昭和51年(1976年)12月21日、ジャンボ宝く

じの発売をめぐって福岡、松本、大阪など全国的に発生した事故、平成2年（1991年）1月6日、大阪のライブハウスで発生した事故、平成7年（1995年）12月24日、大阪と札幌の場外馬券売場で発生した事故などがあります。

世界的には、平成2年（1990年）7月2日、サウジアラビアの聖地メッカで発生した事故が最大で、死者数は1,426名でした。この事故は巡礼者を通ず歩行者用トンネル内（長さ約500メートル、幅20メートル）で発生したもので、トンネル内が停電したためエアコンと照明切れでパニック状態になり、酸素不足と高温が犠牲者を増やす原因となったものです。

16 近年の国内の主な危機の発生状況

区分	自然災害	事件・事故等
平成5年 (1993年)	1月15日 釧路沖地震 7月12日 北海道南西沖地震 9月1～5日 台風13号	10月5日 大阪市無人運転ニュートラム電車暴走
平成6年 (1994年)	10月4日 北海道東方沖地震 12月28日 三陸はるか沖地震	4月26日 名古屋空港で中華航空機墜落炎上 6月27日 松本サリン事件
平成7年 (1995年)	1月17日 阪神・淡路大震災	3月20日 地下鉄サリン事件 12月8日 「もんじゅ」ナトリウム漏洩事故
平成8年 (1996年)	12月6日 長野県北安郡小谷村蒲原沢土石流災害	2月10日 北海道豊浜トンネル崩落事故 6月 病原性大腸菌O157による集団食中毒が各地で発生 10月28日 広島基町高層住宅火災
平成9年 (1997年)	7月10日 鹿児島県出水市土石流災害	1月2日 ナホトカ号油流出事故 3月11日 茨城県東海村動燃再処理工場爆発事故 7月2日 ダイヤモンドグレース号油流出事故
平成10年 (1998年)	8月26～31日 8月末豪雨	7月25日 和歌山カレー毒物混入事件 8月31日 北朝鮮弾道ミサイル日本上空通過
平成11年 (1999年)	6月23日～7月3日 広島県で 豪雨災害(6・29豪雨災害)	7月23日 千歳行き全日空機ハイジャック事件 9月30日 東海村ウラン加工施設で臨界事故
平成12年 (2000年)	3月31日 有珠山噴火 7月4日 三宅島噴火 10月6日 鳥取県西部地震	1月1日 西暦2000年問題 1月 各省庁ホームページハッカー侵入事件 5月3日 西鉄高速バス乗っ取り事件 6月27日 雪印乳業食中毒事件
平成13年 (2001年)	3月24日 芸予地震	3月23日 宇宙ステーション「ミール」落下 6月8日 大阪府池田小学校児童殺傷事件 7月21日 兵庫県明石花火大会歩道圧死事件
平成14年 (2002年)	7月9日 台風6号 7月14日 台風7号 10月2日 台風21号	3月12日 宮崎県延岡市化学工場火災 7月25日 鹿児島県大崎町沖外国船油流出事故 11月26日 伊豆大島自動車運搬船の座礁・火災
平成15年 (2003年)	8月8～10日 台風10号 9月11～14日 台風14号 9月26日 十勝沖地震	7月18日 長崎県諫早市列車横転事故 9月8日 栃木県黒磯市プリジストン工場火災 9月26日 出光興産北海道製油所火災
平成16年 (2004年)	7月18～21日 福井豪雨 8月28～9月1日 台風16号 9月7～8日 台風18号 9月26～30日 台風21号 10月23日 新潟県中越地震	1月12日 山口県阿武郡阿東町で高病原性鳥インフルエンザ発生 8月9日 関西電力美浜原発タービン3号機建屋破壊事故 12月21日 埼玉県ドンキホーテ浦和花月店放火火災
平成17年 (2005年)	3月20日 福岡県西方沖地震 8月16日 宮城県沖地震 9月5～7日 台風14号	4月25日 兵庫県尼崎市 JR 福知山線の列車事故 11月22日 広島市立矢野西小学校児童殺害事件 12月31日 JR 羽越線列車事故
平成18年 (2006年)	3月2日 平成18年豪雪	1月8日 長崎県大村市グループホーム「やすらぎの里」火災
平成19年 (2007年)	3月25日 能登半島地震 7月16日 新潟県中越沖地震	5月17日 愛知県愛知郡長久手町立てこもり発砲事件 12月14日 長崎県佐世保市散弾銃乱射事件
平成20年 (2008年)	6月14日 岩手・宮城内陸地震 7月28日 神戸都賀川氾らん	1月～ 中国製毒物餃子事件 3月～ 硫化水素自傷・殺人事件 6月8日 秋葉原無差別殺傷事件
平成21年 (2009年)	7月21～26日 中国・九州豪雨 8月9～10日 台風9号 8月11日 駿河湾沖地震	3月23日 成田空港航空機墜落事故 4月5日 北朝鮮核実験・ミサイル連続発射 4月～ 新型インフルエンザ(A/H1N1) 流行
平成22年 (2010年)	7月12～16日 梅雨期大雨 (広島県庄原市、呉市、広島市)	10月～ 高病原性鳥インフルエンザ発生 (島根県安来市、鳥取県米子市ほか)
平成23年 (2011年)	1月19日 新燃岳噴火 3月11日 東日本大震災 7月27～30日 新潟・福島豪雨 8月30～9月6日 台風12号	3月11日～ 福島第一・二原子力発電所事故 9月24日 米国の人工衛星ユアーズ(UARS) 落下 10月23日 ドイツの人工衛星ローサット(LOSAT) 落下
平成24年 (2012年)	6月19日 台風4号 7月11～14日 九州北部豪雨	1月11日 広島刑務所受刑者逃走事件 1月16日 ロシアの火星衛星探査機フォボス・グレルト落下 4月13日 北朝鮮による人工衛星と称するミサイル発射事案 9月4日 広島市の小学校児童監禁事件 12月2日 中央自動車道上り笹子トンネル内崩落事故 12月12日 北朝鮮による人工衛星と称するミサイル発射事案
平成25年 (2013年)	7月28日 島根県・山口県大雨 8月9日 秋田県・岩手県大雨 9月15～17日 台風18号 10月14～16日 台風26号	4月～ 中国鳥インフルエンザの流行 4月15日 ボストンマラソン爆破テロ 5月18～20日 北朝鮮による短距離ミサイル発射事案 7月12日 宝塚市役所放火事件 8月15日 京都福知山花火大会露店爆破事故(3人死亡 56人負傷) 10月11日 福岡市整形外科医院火災(10人死亡) 11月13日 宮城県警仙台中央署からドイツ人容疑者が脱走 12月29日 アクリフーズ農薬混入事件

区分	自然災害	事件・事故等
平成 26 年 (2014 年)	7 月 6～11 日 台風 8 号 7 月 30 日～8 月 26 日 平成 26 年 8 月豪雨 (8.20 豪雨災害) 9 月 27 日 御嶽山噴火 11 月 22 日 長野県神城断層地震	1 月 9 日 三菱マテリア四日市工場爆発事故(5 人死亡 12 人負傷) 1 月 15 日 浜松市集団食中毒事件 (患者数 1,271 人) 3 月 30 日 沖ノ島港湾工事事故 (7 人死亡) 4 月～ 高病原性鳥インフルエンザ発生 (熊本県多良木町) 9 月 19 日 神戸女児殺害事件 12 月～ 高病原性鳥インフルエンザ発生 (宮崎県延岡市、山口県長門市、岡山県笠岡市)
平成 27 年 (2015 年)	5 月 29 日 口永良部島で火山噴火 8 月 15 日 桜島噴火 9 月 10 日 平成 27 年 9 月関東・東北豪雨 9 月 14 日 阿蘇山中岳第一火口噴火	4 月 14 日 広島空港でアジア航空機が着陸失敗 (27 人負傷) 5 月 20 日 韓国で MERS 患者発生し感染拡大 (186 人感染、38 人死亡) 7 月 26 日 調布市の住宅街に小型飛行機墜落 (3 人死亡、5 人負傷) 10 月 8 日 広島市流川雑居ビル (メイドカフェ) 火災(3 人死亡、3 人負傷) 11 月 13 日 パリ同時多発テロ事件(130 人死亡、300 人以上負傷)
平成 28 年 (2016 年)	4 月 14 日・16 日 平成 28 年熊本地震 14 日に M6.5 の前震、16 日に M7.3 の本震(共に最大震度 7) 6 月 22 日 福山市大雨災害 芦田川水系等の 6 河川で破堤、溢水、内水氾濫。市街地の広範囲が冠水 8 月 30～31 日 台風 10 号 気象庁の統計上、初めて東北地方の太平洋側に上陸。岩手県や北海道で洪水による浸水被害が発生。岩手県岩泉町では、小本川の氾濫でグループホームの入所者全員(9 人)が死亡 10 月 21 日 鳥取地震 M6.6、最大震度 6 弱、本市でも震度 4 を観測 11 月 22 日 福島県沖地震 M7.4、最大震度 5 弱。仙台港で 1.4m(本地震最大波)の津波を観測	1 月 15 日 長野県軽井沢町で大型観光バス転落事故 (15 人死亡) 2 月 7 日 北朝鮮による長距離弾頭ミサイル発射事案 3 月 17 日 山陽道八本松トンネル内で多重衝突炎上事故(2 人死亡、71 人負傷) 3 月 22 日 ブリュッセル連続テロ事件 (32 人死亡、180 人以上負傷) 4 月 11 日-12 日 G7 広島外相会合開催 5 月 27 日 G7 伊勢志摩 2016 サミット終了後、オバマ大統領が来広 6 月 28 日 イスタンブール空港テロ事件 (45 人死亡、238 人負傷) 7 月 1 日 タッカ・レストン襲撃人質テロ事件 (邦人 7 人を含む 22 人死亡) 7 月 14 日 ニーストラックテロ事件 (84 人死亡、202 人負傷) 7 月 26 日 相模原市の障害者施設で入所者殺傷事件 (19 人死亡、27 人負傷) 8 月 3 日 北朝鮮による中距離弾道ミサイル発射事案 11 月 28 日～ 5 県、7 農場で高病原性鳥インフルエンザ発生(青森県青森市、新潟県関川村、新潟県上越市、北海道清水町、宮崎県川南町) 12 月 22 日 新潟県糸魚川市で大火(約 4 万㎡・147 棟焼損、うち 120 棟全焼)
平成 29 年 (2017 年)	1 月 15 日 H17.12.18 以来の大雪警報発表。本市内で 33 年ぶりに 19cm の積雪を記録。 4 月 17 日 2006 年の運用開始以降初めて 4 月に本市に土砂災害警戒情報が発表。 7 月 5 日 平成 29 年 7 月九州北部豪雨 福岡朝倉市・東峰村、大分県日田市等で土砂災害や河川氾濫などが発生し、両県で 39 人が死亡、2 人が行方不明、住家 1,300 棟以上が全半壊。両県で一時的、約 45 万人に避難指示。 9 月 14 日-18 日 台風 18 号 14 日に沖縄先島に接近後、17 日には鹿児島県南九州市付近、高知県宿毛市付近、兵庫県明石市付近と 3 回上陸し、死者 5 人、7,000 棟以上の住家被害等、日本列島の各地で被害発生。	1 月 14 日～ 4 県 5 農場で高病原性鳥インフルエンザ発生 (岐阜県山県市、宮崎県発木城町、佐賀県江北町、宮崎県栗原市、千葉県旭市) 3 月 5 日 長野県塩尻市で長野県消防防災ヘリコプターが墜落。搭乗者 9 人全員が死亡。 5 月 3 日 南区宇品神田五丁目の民家で旧日本軍の 90mm 砲弾発見。周辺を立入規制措置。自衛隊が海田町駐屯地へ移送し処理。 6 月 9 日 中国から貨物船で神戸港を経由し尼崎市内に運ばれたコナナ内で、国内で初めて特定外来生物のヒアリを確認。以降、全国各地で確認が相次ぎ、8/24 には広島港出島コナナでも確認。 8 月 10 日 北朝鮮が、中長距離弾道ミサイル 4 発を同時発射し、島根、広島、高知県上空を経て米領グアム周辺に着弾させる計画を発表。これを受け、8/12 に 3 県と愛媛県の自衛隊施設に迎撃ミサイル (PAC3) を配備し防衛体制を強化。(広島県は海田市駐屯地に配備) 8 月 29 日 北朝鮮が弾道ミサイル 1 発を発射。北海道地方から太平洋へ通過し、襟裳岬の東約 1,180km に落下。飛行距離約 2,700km、最高高度約 550km。北海道や東北など、12 道県で Jアラート作動。 9 月 15 日 北朝鮮が弾道ミサイル 1 発を発射。北海道地方から太平洋へ通過し、襟裳岬の東約 2,200km に落下。飛行距離約 3,700km、最高高度約 770km。北海道や東北など 12 道県で Jアラート作動。
平成 30 年 (2018 年)	6 月 18 日 大阪府北部で M6.1 の地震発生。大阪市北区、高槻市、枚方市、茨木市、箕面市で震度 6 弱を観測。ブロック壁の崩落等により死者 (1 人) が発生。 7 月 6 日 平成 30 年 7 月豪雨。1 府 10 県に大雨特別警報が発表され、土砂災害や河川氾濫により、237 人死亡、8 人行方不明。(本市では死者 23 人、行方不明者 2 人) 9 月 6 日 北海道胆振東部で M6.7 の地震発生。厚真町で震度 7 を観測。(42 人死亡、負傷者 762 人)	2 月 5 日 佐賀県神埼市で自衛隊ヘリコプターが墜落、炎上。乗員 2 人が死亡し、墜落現場周辺の住宅が焼損。 8 月 10 日 群馬県吾妻郡で群馬県消防防災ヘリコプターが墜落。搭乗者 9 人全員が死亡。 9 月 9 日 岐阜県岐阜市の養豚農場で豚コレラ発生。その後、野生のイノシシや愛知県、長野県、滋賀県、大阪府の養豚場でも発生。

第3 情報通信設備の説明

1 広島市消防画像伝送システム

市役所屋上に高所監視カメラ2台を設置し、市中心部の状況を常時監視するとともに、災害時には通信指令管制システムと連動して、自動的に災害地点の映像情報を収集します。

地域衛星通信ネットワークを通じて国や他自治体と相互に映像、音声、ファクシミリの送受信を行います。

2 広島市防災行政無線システム

市の防災関係部局間（26庁舎、4中継所）をループ化した高速・大容量のデジタル回線で結び、音声、ファクシミリ、映像、データ等を伝達するマルチメディアネットワークシステムで、総合防災情報システムの基幹ネットワークとして災害時における通信手段の確実化を図るとともに、平常時には一般行政事務にも活用して事務能率の向上を図っています。

固定系、同報系、移動系の3つのシステムで構成され、消防局と市役所を中心に市の防災関係部局間や地域を結び、情報収集・情報発信そして災害時に対応した的確な指示を行うことができるシステムです。

(1) 固定系

固定系は、消防局と市役所から音声・ファクシミリの一斉指令システムにより、情報伝達の迅速化・確実化を実現するとともに、マルチメディアネットワークシステムとして音声・ファクシミリ・映像・データ等の情報を伝達します。消防局・市役所・区役所は回線をループ化し、通信機器についても二重化と無瞬断方式を採用して、災害に強いシステムとして安全性・信頼性を確保しています。

(2) 同報系

同報系は、消防局・市役所・区役所・消防署から地域住民の方々に向けた情報を発信するシステムです。各地域に設置した屋外受信機や自主防災会のリーダー宅等に設置した屋内受信機を通じて、防災情報や自主防災活動の判断情報、避難勧告・指示等、必要に応じた情報を音声で伝えることができます。

(3) 移動系

移動系は、市役所・区役所の各部課と災害現地等を結ぶシステムで、災害時における情報収集・連絡等に活用するほか、平時においても業務連絡等に使用しています。

デジタル化による更新に際し、従来の自営無線での整備を改め、(一財)移動無線センターが管理・運営するMCA無線を導入し、市内部組織のほか、防災関係機関や生活避難場所にも整備を行い、災害時の連絡体制を強化しています。

3 広島市防災情報メール配信システム

避難勧告や避難の指示、気象情報、地震情報や津波情報、市(区)災害対策本部の設

置などの緊急・重要な防災情報のほか事件・事故等に関する重要な情報や防犯情報を事前に利用登録した携帯電話やパソコン等へ電子メール等により提供します。

4 広島市ヘリコプターテレビ電送システム

ヘリコプターテレビ電送システムで収集する映像情報を既設防災行政無線システムのネ

ットワークに接続し、消防局、市役所、区役所、消防署等、さらには地域衛星通信ネットワークを通じて国や他都市へもリアルタイムで配信して、災害情報の共有化による迅速な災害対応や応援体制の確立を図るシステムとして整備しています。

5 広島県総合行政通信ネットワーク

県庁と地域事務所を結ぶ幹線系及びダム管理事務所は、地上系デジタル回線で結ばれています。また、県庁と市町等は、衛星系回線を使用して、災害に強い防災行政無線として安全性、信頼性を確保し、災害時には優先的な通信を確保するため、通信回線の統制機能を有しています。本市においては、消防局に設置しています。

6 広島市防災情報共有システム

気象情報や観測情報、被害情報などの各種防災情報を効率的に集約・処理・共有し、災害状況の迅速かつ的確な把握、関係機関や市民へ防災情報や避難情報の伝達を行うため、平成29年4月1日から運用を開始したシステムです。

このシステムで収集した気象情報や観測情報、本市が発令する避難情報や避難所開設情報等の情報は「広島市防災ポータル」で提供します。

第4 基本方針及び危機管理計画策定に係る市民意見の募集等

1 庁内における検討

危機管理推進会議及び消防局危機管理部調整担当課長会議において、基本方針及び危機管理計画について検討を行いました。

2 市民意見の募集

(1) 概要

基本方針素案及び広島市危機管理計画骨子案に関する市民意見を「ひろしま市民と市政」平成17年11月1日号、ホームページや各区・署等での窓口で募集したところ、危機への対応体制、市の役割、市民への広報などについて、質問も含めて様々な意見が寄せられました。

(2) 意見募集期間

平成17年11月1日～同月30日

(3) 意見提出状況

提出者10名、提出数28件

(4) 提出方法

電子メール8件、郵送1件、ファックス1件

(5) 提出された意見（28件）の内訳

- ア 基本方針及び危機管理計画に定めるべき事項について 14件
- イ 市民、事業者と市との連携とそれぞれの役割について 7件
- ウ 基本方針素案及び広島市危機管理計画骨子案全般について 7件

(6) 提出された意見及び意見に対する市の考え方

ア 基本方針及び危機管理計画に反映させる意見

基本方針及び危機管理計画に反映させる意見（11件）は、次表のとおりです。

基本方針及び危機管理計画に反映させる意見（11件）

意見要旨	市の考え方の要旨
① 基本方針で対象とする事件事故を正しく認識しないと市民と市の間で共通の認識が得られない。	○ 危機管理計画に、対象とする危機の事例や被害の概要について定めます。
② ゲリラやテロの対象となり得る施設の把握が必要ではないか。	○ 危機管理計画に、ゲリラやテロ等の事件の対象と想定される施設を示すほか、事件発生時の対応について定めます。
③ 行政のことは書いてあるが、市政の主役である市民に関することがない。市民にも目を向けて取り組んでほしい。	○ 危機管理計画に、市民及び事業者と本市との連携のあり方や市民への危機に関する情報提供について定めます。
④ 市民、事業者だけでなく消防団の役割も必要ではないか。	○ 危機管理計画に、消防団は、市民、事業者が担う「共助」において重要な役割を果たすことについて定めます。

<p>⑤ 最近の事件からすると、事件の根底に地域のコミュニティが不足しているように思う。コミュニティの活性化に取り組むべきである。</p>	<p>○ 危機管理計画に、「自助」「共助」の意識と行動力を高めるため、その基礎となるコミュニティづくりの強化について定めます。</p>
<p>⑥ 原因物質を推定するデータベースの整備が必要である。</p>	<p>○ 危機管理計画に、危機発生の原因の究明ができるよう危機に関する調査・研究や再発防止策の検討及び実施について定めます。</p>
<p>⑦ 中国電力や放射性物質や毒劇物を扱う民間企業などとの連携が必要ではないか。関係機関との連絡体制の構築が必要である。</p>	<p>○ 危機管理計画に、関係機関との連携強化を図るため、連携すべき関係機関の抽出、連携事項について定めます。</p>
<p>⑧ 警察、自衛隊、海上保安庁などとの連絡体制、支援要請の明記が必要である。</p>	<p>○ 基本方針では、危機発生時における活動や連絡等に関して、国や県などの関係行政機関、公益事業者、医療機関、自主防災組織、ボランティア団体など関係する機関・団体等との連携、協力体制の強化に努めることにしています。 また、危機管理計画に、連携すべき関係機関の抽出、連携事項について定めます。</p>
<p>⑨ 第一報が消防以外にも警察、保健所、病院等に入る場合もあり、集合してはじめて規模の把握ができるため、これらからの情報提供を受ける体制の整備が必要である。</p>	<p>○ 危機管理計画に、複数の危機情報を受信した場合の情報の確認及び全体像の把握を行う体制について定めます。</p>
<p>⑩ 危機が同時に発生したり、連鎖的に発生した場合の組織体制はどうするのか。</p>	<p>○ 危機管理計画に、危機が同時に発生した場合若しくは連鎖的に発生した場合にも、危機への対処を実施する局・区等の相互間の調整を図り、被害拡大時など必要に応じて、対策本部の再編、対処方針の変更などを行って対処することを定めます。</p>
<p>⑪ 誰にでも分かりやすいようにイラストを交えて学校、各種施設に配布して啓発する必要がある。</p>	<p>○ 危機管理計画に、危機への緊急対策について理解しやすいようイラストやフロー図を活用して視覚に訴えるようにします。</p>

イ 質問・その他の意見等で、今後の危機管理の運用上の参考とする意見

質問・その他の意見等で、今後の危機管理の運用上の参考とする意見（17件）は、次のとおりです。

- ① テロとは何か。オウム真理教のサリン事件もテロか。
- ② 一般市民を無差別に攻撃するテロ集団の資金面の規制によるテロの未然防止はどうするのか。
- ③ アスベストは危機ではないか。
- ④ 市民や企業の取り組む危機管理と防災・防犯の境界があいまいである。
- ⑤ 想定する危機は、定期的に見直しする予定はないのか。
- ⑥ 矢野西小学校のような事件が発生しているのに対策本部が設置されていないのはなぜか。こうした事件が発生しないように事前対策を強化すべきだ。

- ⑦ 保護者への事件情報の伝達を携帯メールで配信するなどして速やかな対応をしてほしい。
- ⑧ ハード面は行政で、市民はソフト面で協力するための協力体制の構築、市民との定期的な対話機会が必要である。
- ⑨ 計画を作成しても市民が知っていなければ意味はない。広報を充実させて市民にアピールする。
- ⑩ 危機管理に影響を与えるような噂や流言に対する対応が必要ではないか。
- ⑪ 台風で河川が氾濫するおそれがある場合は、電話が不通になる場合もあるので、消防署が一軒一軒の家の戸をたたいて知らせるべきではないか。
- ⑫ 危機管理マニュアルの見直しにあるように、台風14号についての事前対策、緊急対策から収束に至るまでの記録を作成するのか。
- ⑬ 危機を所管する組織であれば通信指令室ではなく、危機管理センターという名前にしたらどうか。
- ⑭ 大規模災害では電話回線の処理能力を超えるため、災害対策本部や情報収集機能は市外に置いて、指揮命令を行うことが必要である。
- ⑮ 地震発生後は、職員の登庁さえ困難なことが予想されるため、職員の居住地区ごとの組織体制を整備しておく必要がある。
- ⑯ 各地域のスーパーなどの資材を買い上げ、市民に配布するなどの事前の連携、支援体制が必要である。
- ⑰ メールでの意見募集が広島市のホームページのトピックス欄に掲載されていればよい。

3 広島市議会での説明

平成18年(2006年)1月30日に開催された安心・安全なまちづくり対策特別委員会において、基本方針案及び危機管理計画案(骨子)について説明し、4名から7件の質問及び意見をいただきました。

これらのうち、「関係機関との連携」「情報収集体制の充実」については、危機管理計画に反映させています。

登録番号	広Y2-2007-136
名称	広島市危機管理計画
所管課	消防局危機管理部
所在地	広島市中区大手町五丁目20-12 (〒730-0051) TEL082-546-3447
発行年月日	平成19年(2007年)4月

所管課 危機管理室危機管理課 (平成27年4月組織改正)

所在地 広島市中区国泰寺町一丁目6-34 (〒730-8586) TEL082-245-2653